

三井店奉公人の総墓（田中）

田中 康雄

歴史学研究の材料は、いわゆる文献資料がその主たるものといえよう。しかし「史料」と称されるその材料は、直接間接に人間の活動の跡を残しているものすべてが含まれる。過去の人間活動のうちで、その跡を残さないものが、残しているものに比べ圧倒的に多いことを考えれば、自らそれらの材料を限定して、歴史の正しい理解を逸するの愚をおかしてはなるまい。

ここに取上げる石塔は、歴史学の慣習的分類に従えば、文献的資料と遺跡・遺物資料との中間的性格を備えたものであるといえよう。勿論殆んどの史料は遺物としての側面を必ず持っているから、その二面性は特性ではない。ただ本来的にはこれは宗教的行为の遺物として重要な史料的価値を有し、且つそこに刻まれた人名（戒名）それ自体がまた一つの記録としての意味を持っているという点で、二面性が著しいと考えるのである。

墓地についての研究は、仏教史、考古学、民俗学など様々な立場から行われて来ているが、近世以降のとくに庶民の墓についての実際調査は極めて少ない。これは夫々異なった立場・方法・材料によつて進められた研究の、ある程度必然的に生じた空白といえなくもない。

このような現状で、本稿の意義も予め自ら評価するに躊躇する。ただこの石塔は一般的の墓石とはやや趣を異にしており、一本の石塔に三井各店の勤務中死亡した奉公人、数百人の戒名が彫り込まれた特殊なものである。それがその背後にある社会関係によって極めて強く影響されていることと、記刻された人名それ自体が史料としての価値を持つ点とに注目したい。

遺跡・遺物資料は、いまでもそれ自身としては「語る」ところがないものである。従つてそのものの 자체に関する考証が、文献資料とは異なる固有なものとして一層必要となる。その方法が固有なものとして特殊性を帯びると、その故に今度は対象たる資料を逆に限定することになりやすい。半ば必然的に生じた空白とは一つにはこのような意味がある。本稿はその空白を埋めるものであるかどうかは別として、関係する文献資料を参照してはじめて明らかにし得る事柄を一応整理、記録すること目的とする。

この石塔に関する調査は、戦前の旧三井文庫およびそこに勤務した人々によって行われてきた。その調査は必ずしも精密なものとはいせず、まとめられた形にはなっていないが、その関心は継続的に持ち続けられた。本稿はその延長として、それらの調査を

基礎とし、新たに調査した点を加え田中の責任において一応のまとめとしたものである。旧三井文庫の調査で記録に残されたものは、大正一一年（本所当時の真盛寺墓地）、昭和一四年（真盛寺墓地・過去帳その他）。参加員山口栄蔵・中川明四・中井信彦・大野直文・常盤木重蔵）に行われ、その他大阪西方寺総墓についても報告されている（昭和一四年）が真如堂の総墓はそれと意識して記録されたことはなかつたようである。今回（昭和五二年）

は、東京真盛寺（過去帳・墓地）・東京上高田総墓・大阪西方寺総墓、京都真如堂総墓について調査した（参加員田中康雄・松本四郎・賀川隆行・今井典子・樋口知子・山崎明子・若林一男）。

今回の調査も完全なものとはいはず、従つて本稿も中間報告的なもの以上には出ないが、石塔の概要についてはある程度まで明らかになつたと思う。調査は今後も継続する必要があり、その結果はまとまれば時に応じて公表する機会があろう。

なおこの調査に当つて、真盛寺岩田教順住職には種々有益なご教示を賜わり、西方寺・三越大阪支店総務部・真如堂の方々および三井家同族会内田正孝主事にはそれぞれお世話になつた。ここに記して謝意を表します。

一 総墓の名称

ここに取上げる石塔は、東京・大阪・京都の三ヶ所に現存するものである。東京のものは中野区上高田三井家墓所内にあり（二基）、大阪は大阪市天王寺区西方寺（二基）、京都は京都市左京区

真如堂（八基）に各々存在する。これらの石塔は、現在東京のものについて言えば、「越後屋総墓」と称されている。⁽¹⁾この名称については予め注意しておくべき点がある。第一に越後屋という呼び方は、三井家の場合は両替店その他一部の店は含まれないといふことである。この石塔には呉服店ばかりでなく、両替店の奉公人も含まれているから、厳密にいうとすれば「越後屋」の名を冠することは正確ではない。

第二に「総墓」の名称について、現在の呼び方は石塔そのものを指していることは明らかであるが、総墓（惣墓）という言葉は他に別の用例があることである。即ち（村の）共同墓地という意味に解されているものがある。従つてこれとははつきり区別しておかなければならぬ。

ところでこの石塔は、江戸時代には「惣石塔」と呼ばれていたようである（史料1～4）。建立されてから以後、明治初年に至るまで、時代による名称の変化は一応ないと考えられるが、地域的（京都・江戸・大阪）な異同があるかどうかは今詳かにし得ない。総石塔の名称は京都におけるものである。

これと別に同じ史料の中には、「惣墓」という言葉もみられる。⁽²⁾三井大元方の支出勘定項目中の一例を挙げれば左の通りである。

（享保七年）
七月六日

淨音へ渡ス

一銀四匁貳分三り

松七本植申日雇代

并毎月立申花代也

五五二九)。

高錢三百四十五文代

二 所在

この場合の「惣墓」は、石塔ではなく墓地の意味に用いられて
いる。現在三井家一家の墓地と隣接してはいるが、石柵で区画さ
れている真如堂の奉公人惣墓の墓域には、松七本を植えられる余
地はない。現状がそのまま享保七年（一七二二）まで遡って変化
ないものとすれば、この「惣墓」は惣石塔の建つてゐる墓域では
なく、三井家一家の墓地を指すことになる。しかし江戸時代に遡
つて、三井家一家の墓地と奉公人の石塔・墓地とがどのような配
置・構成になっていたか、この点が判らなければ結論は出ない。

史料の「惣墓」は三井家一家の墓地とも、奉公人石塔・墓地を含
めた墓地とも解釈できる。この問題はそれ自体として別に系統立
て考察すべき問題である。いずれにせよ史料の「惣墓」は墓地
であることになりはなく、ここでは当面石塔の問題に限りたいの
で追究は他日に譲りたい。

(1) 勝三越『金字塔』一六八号（三越過去帳に關する真盛
寺住職岩田教順氏の解説）。中井信彦『町人』（小学館

『日本の歴史』21巻）。

(2) 坪井良平「山城木津惣墓墓標の研究」（考古学』一〇
一六 一九三九）。土井卓治「民俗資料にあらわれた墓
地」（森浩一編『墓地』）。

(3) 「丑秋出入寄」享保七年秋季（三井文庫所蔵史料 続

それぞれの石塔の所在は次のとおりである。

東京 東京都中野区上高田五丁目 三井家墓所内 二基

現在の地に移動したのは大正一一年であり、それ以前は江戸時
代から本所にあつた天羅山真盛寺（天台宗真盛派、現在東京都杉
並区梅里）の墓地内に置かれていた。（以下真盛寺あるいは江戸

の石塔と呼ぶことがある）。真盛寺は江戸における三井家および
三井店の菩提所で、三井家の墓地があつたのみならず、江戸にお
ける個々の三井店手代の菩提寺でもあつた関係上、数多くの三井
店関係者の墓があつた。三井家墓地内における奉公人物墓の配置
は第1図にみられるところである。この墓地の配置が何時頃形成
されたかは詳かでない。一八基の石塔のうち、奉公人身分のもの
は一六（中西氏一創業期の重役）、一七、一八の三基のみである。

上高田三井家墓所は、大正中期に新しく土地を求めて真盛寺三
井家墓地の石塔を移し、東京における三井家靈所および三井連家
の墓所として創設されたものである。

大阪 大阪市天王寺区生玉寺町 西方寺（淨土宗） 二基

西方寺は大阪における三井家および三井店の菩提所であつた。
現在の墓地は第2図のように三プロックに区画され、A、Bが三
井家墓地で土塀で囲まれており、Cが三井店手代の墓地となつて
いる。このように区画されたのは近代のことのよう見受けられ

第1表 三井店奉公人総墓寸法

単位cm

394

		塔身(碑面) 巾×高×奥行	笠 巾×高×奥行	基礎(上) 巾×高×奥行	基礎(下) 巾×高×奥行
上高田墓所	甲	59.2×137.7×59.3	(頭部高さ 15)	※ 76.7×25.9×76.6	93.8×45 ×93.3
	乙	59.6×135.4×59.3	(" 13)	※ 74.1×24 ×73.2	94 ×43.2×91.2
西方寺	甲	46.6×107.5×46.6	80 ×33 ×	※ 64.5×24×	101.5×40 ×99
	乙	47 ×106.5×	80.5×36.5×	※ 61.5×	100 ×38 ×100.5
真如堂	大	91.2×124.1×60.1	133.2×45.4×103.6	120.7×25.6×89.2	154.6×40.3×125.3
	甲	44.7×116 ×30.3	67 × × 50.8	67.1× ×51.2	
	乙	45.5×116.6×30.4	68.3× × 51.7	66.6× ×51.8	
	丙	45 ×113.6×29.7	67.5× × 51.1	67.5× ×52.2	
	丁	45.3×113.1×29.7	67 × × 50.2	68.7× ×52.8	
	戊	46.5×116.8×30.5	67.5× × 51.7	66.7× ×52.8	
	己	45.8×117.1×30.4	66.5× × 51.9	66.7× ×52.3	
	庚	47 ×116.3×29.7	66.8× × 51.7	68.2× ×50.2	

注) ※印は蓮弁の大きさ。

三井店奉公人の総墓（田中）

第2表 上高田三井店奉公人総墓記刻靈数

		第1面	第2面	第3面	第4面
甲	1段	15	15	18	15
	2	15	15	18	15
	3	15	15	18	15
	4	15	15	18	15
	5	15	15	18	15
	6	15	15	19	15
	7	15	15	18	17
	8	15	15	18	17
	9	15	19	19	17
	10	15	19	19	15
	11	15	22	—	15
合 計		165	180	183	171(699)
乙	1段	16	17	—	—
	2	16	14	—	—
	3	16	—	—	—
	4	16	—	—	—
	5	16	—	—	—
	6	17	—	—	—
	7	17	—	—	—
	8	16	—	—	—
	9	17	—	—	—
合 計		147	31		(178)

注) 石塔の面は次のとおりとした。第1面—正面、第2面—向って左側面。第3面—裏面。第4面—向って右側面。

る。石塔の配置そのものが江戸時代のものを踏襲しているかどうかは明らかでない。

京都 京都市左京区浄土寺真如町 鈴声山真正極楽寺（真如堂）（天台宗）八基

真如堂は初代高利以来三井家の菩提所で、三井各家代々の墓地がある。惣石塔は三井家旧墓と呼ばれる墓地に隣接した位置にある。第3図のように、明治三四四年（一九〇一）当時は三井家墓地

の区画の中についたが、現在は三井家墓地との間は石柵で仕切られ、入口は惣石塔に向って右手前隅（矢印の位置）に別に設けられている。

各々の石塔の寸法は第1表のとおりである。外形は写真（四二〇ページ）のとおり、上高田のものは笠がなく頭部は四注になっているほか、西方寺、真如堂（口絵写真参照）のものは独特の笠がついている。塔身の形状は、上高田・西方寺のものがほぼ正四

第3表 西方寺三井店奉公人総墓記刻畫数

	第1面	第2面	第3面	第4面
甲	1段 2 3 4 5 6	11 11 11 11 11 11	12 12 12 12 12 12	12 12 12 12 12 12
	合計	66	72	72
				72(282)
乙	1段 2 3 4 5	11 11 11 11 11	11 11 11 11 11	11 11 11 12 0
	合計	55	55	51
				45(206)

角柱形、真如堂のものは大・小いすれも偏平の四角柱である。
 記刻されている戒名の数は第2、3、4表とのおりである。このほか記刻されている文字は、西方寺のものには種字（彌陀—阿弥陀）が塔身四面上部中央にあり、基礎には「享保十三戊申歳二月立之 三井店」（甲）、「文政七甲申十月立之 三井店」（乙）といふ年記が刻まれている。真如堂のもの（大）には正面に「南無阿弥陀仏（蓮花図）有縁結衆靈魂」とあり、裏面には「就鎧声山真

正極樂寺建群靈碑陰記」がある（口絵解説）。このほかの石塔には戒名以外の文字は刻まれていない。（西方寺のものには一部俗名で刻まれている例がある。）

三 建立と祭祀

これらの石塔が建てられた年代は、それぞれ次のとおりである。

上高田墓所	甲 寛保三年（一七四三）?	史料3—7
西方寺	乙 弘化四年（一八四七）	史料3—22、4
真如堂	甲 享保一三年二月（一七二一）	史料3—7
	乙 文政七年一〇月（一八二四）	同 石塔基礎年記
	大 享保六年七月（一七二二）	碑陰記、史料1、2
	甲 寛延元年（一七四八）	史料3—8
	乙 明和八年（一七七一）	史料3—12
	丙 天明八年（一七八八）	史料3—16
	丁 文化五年（一八〇八）	史料3—17
庚 文久三年（一八六三）	戊 文政一年（一八二八）	史料3—20
己 嘉永二年（一八五〇）	史料3—23	
庚 文久三年（一八六三）	史料3—24	

このうち真如堂総墓については、記録に残されていて、ある程

三井店奉公人の総墓（田中）

第4表 真如堂三井店奉公人総墓記刻靈数

		第1面	第2面	第3面	第4面
大	1段	18	13	—	13
	2	18	13	—	13
	3	18	13	—	13
	4	18	13	—	13
	5	18	13	—	13
	6	18	13	—	13
	7	21	13	—	13
	8	21	12	—	13
	9	21	—	—	13
	10	21	—	—	—
合 計		192	103	—	117 (412)
大、基礎	1段	34	22	28	23? (107?)
甲	1段	10	7	10	7
	2	10	7	10	7
	3	10	7	10	7
	4	10	7	10	7
	5	10	7	10	7
	6	10	7	10	7
	7	10	7	10?	7
	8	10	7	—	7
	9	10	—	—	7
	合 計	90	56	70?	63 (279?)
乙	1段	10	7	10	7
	2	10	7	10	7
	3	10	7	10	7
	4	10	7	10	7
	5	10	7	10	7
	6	10	7	10	7
	7	10	7	10	7
	8	10	7	10	7
	9	10	—	—	7
	合 計	90	56	80	63 (289)

第4表 つづき

		第1面	第2面	第3面	第4面
丙	1段	10	7	10	7
	2	10	7	10	7
	3	10	7	10	7
	4	10	7	10	7
	5	10	7	10	7
	6	10	7	10	7
	7	10	7	10	7
	8	10	7	10	7
	合 計	80	56	80	56 (272)
丁	1段	10	8	12	8
	2	10	8	12	7
	3	10	8	12	7
	4	11	8	12	6
	5	11	8	12	6
	6	11	8	12	6
	7	11	8	12	—
	8	11	—	—	—
	合 計	85	56	84	40 (265)
戊	1段	10	7	10	7
	2	10	7	10	8
	3	12	8	12	8
	4	12	8	12	7
	5	12	8	12	8
	6	12	8	12	8
	7	12	8	12	8
	8	12	8	12	8
	合 計	92	62	92	62 (308)
己	1段	10	7	10	7
	2	10	7	10	7
	3	10	7	10	7
	4	10	7	10	7
	5	10	7	10	7

三井店奉公人の総墓（田中）

第4表 つづき

	第1面	第2面	第3面	第4面	
6	10	7	10	7	
7	10	7	10	7	
合 計	70	49	70	49 (238)	
庚	1段 2 3 4 5 6 7	10 10 10 10 10 10 10	7 7 7 1 — — —	10 — — — — — —	7 7 7 7 7 7 7
	合 計	70	22	10	49 (151)

度祭祀の方法等が判明する。

まず享保六年（一七二二）の建立については石塔裏面の刻文によつてはつきりと知ることができる（口絵解説）。そしてこの石塔は店創設以来の各店（三都および松坂店。これは三井全店と考えてよいであろう。）奉公人で死亡した者のために建てたものであり、毎年七月（盆）に法事をを行い、その一年間に新たに死亡した奉公人の戒名を各店より報告を受けて石塔に刻み入れていくことが規定されている（史料1、2）。

この各店からの戒名報告のことについては、本店（呉服店）の場合が裏付けられる。京本店の「仏事」帳によれば、江戸三店（江戸本店・向店・芝口店）と大坂本店から、戒名・俗名・歿年月日・役名・出身地とが一旦京本店へ報告され、京本店からは自店分を加え、まとめて大元方へ費用を添えて報告された。

毎年の追刻によって碑面が一杯になると、およそ二〇年毎に石塔を増設していくことは、右に挙げた史料によって明らかである。この増設の費用は大元方から支出された。このほか石塔の手入れなどは隨時行われていた（史料3—6・9・10・11・13・14・15・18・19・21）。

このように真如堂の石塔については、建立から祭祀、増設までの概要が、文献資料によつて裏付けることができる。要するに、この石塔は三井家大元方の主導によつて建立され、石塔そのものの維持も大元方の費用で行われる一方、毎年の彫入および料物の費用は各店の負担で運営されたと考えられるのである。

第5表 真如堂総墓へ記刻すべき本店死亡奉公人人数

	京本店	江戸本店	江戸向店	江芝口店	戸店	大坂本店	合 計
安永元	6	4		4		2	(16)
2	1	11	5	2		0	19
3	1	4	6	3		2	16
4	1	3	1	4		2	11
5	1	3	1	5		3	13
6	1	8	2	3		5	19
7	4	1	1	5		4	15
8	0	2	2	7		4	15
9	3	4	0	4		3	14
天明元	0	4	0	4		3	11
2	0	6	3	7		2	18
3	2	2	0	3		0	7
4	2	11	1	3		0	17
5	1	.6	0	3		1	11
6	0	6	2	1		4	13
7							
8							
寛政元	2			5		3	(10)
2	0	1	0	3		1	5
3	0	8	3	3		2	16
4	0	2	2	6		2	12
5	1	0	0	4		0	5
6	0	3	0	0		4	7
7	2	3	1	4		2	12
8	1	2	2	1		2	8
9	0	5	1	3		6	15
10	0	0	2	1		2	5
11	0	1	4	0		3	8
12	1	1	0	1		1	4
享和元	1	4	1	3		2	11
2	1	0	1	1		2	5
3	4	7	3	0		6	20
文化元	5	3	1	1		8	18
2	4	2	5	0		1	12
3	1	11	2	3		5	22
4	2	8	2	1		1	14

三井店奉公人の総墓（田中）

第5表 つづき

	京本店	江戸本店	江戸向店	江芝口店	戸店	大坂本店	合計
5	0	5	0	2	6	13	
6	2	4	2	0	2	10	
7	2	3	2	2	1	10	
8	0	1	1	3	3	8	
9	0	3	1	3	3	10	
10	0	1	0	1	1	3	
11	2	2	2	1	7	14	
12	1	3	3	0	3	10	
13	1	4	0	2	2	9	
14	0	10	7	0	5	22	
文政元	2	0	0	10	4	16	
	1	3	1	2	4	11	
3	0	1	2	1	4	8	
4	0	3	2	1	7	13	
5	1	1	1	3	9	15	
6	1	1	2	2	6	12	
7	2	2	2	1	1	8	
8	2	5	4	1	7	19	
9	1	1	2	0	5	9	
10	1	2	1	2	1	7	
11	4	4	1	3	13	25	
12	1	4	0	0	6	11	
天保元	0	8	1	2	5	16	
	2	1	5	1	3	12	
3	1	2	2	0	2	7	
4	3	4	4	1	3	15	
5	2	2	0	0	4	8	
6	1	2	2	1	5	11	
7	1	2	0	1	2	6	
8	2	2	2	0	0	6	
9	0	2	1	7	4	14	
10	1	2	0	0	3	6	
11	1	5	2	3	6	17	
12	2	5	7	0	4	18	
13	3	5	2	4	6	20	
14	1	6	2	2	8	19	

第5表 つづき

	京本店	江戸本店	江戸向店	江芝口店	戸店	大坂本店	合計
弘化元	2	7	2	1	8	20	
2	0	2	1	7	3	13	
3	2	1	0	6	5	14	
4	0	2	0	2	2	6	
嘉永元	2	0	1	3	3	9	
2	0	2	5	3	4	14	
3	0	2	0	2	4	8	
4	1	7	3	2	1	14	
5	0	4	3	0	7	14	
6	0	4	1	2	4	11	
安政元	0	3	0	1	1	5	
2	0	1	5	1	6	13	
3	0	2	1	2	6	11	
4	2	0	1	3	7	13	
5	0	4	2	2	6	14	
6	3	5	5	2	4	19	
万延元	0	5	5	1	6	17	
文久元	1	4	3	0	10	18	
2	0	2	3	1	14	10	

- 注) 1. 人数は各年益前に本店から大元方へ報告した数である。原則として前年益後から当年益前までの一年間に死亡した奉公人人数であるが、報告落ちなどによってこの期間に死亡した者でない者も含まれることがある。
2. ゴチツク数字は俗名・戒名・死亡日なども記載されてある例である。

第5表は「仏事」帳に記載された、毎年の報告記録から、人数のみを抜出したものである。各店が負担すべき膨入料、日餉料等は、この期間を通じて一人当たり銀一六匁であり、寛保四年（一七四四）の規定（史料2）がそのまま幕末期まで履行されている。

これに対し、上高田・西方寺の石塔については、建立や維持の具体的方法を知ることができない。ただ上高田の石塔は、建立費用の支出が大元方でもなされた（史料3-7、3-22-4）。寛保三年の建立については史料には「真盛寺惣石塔」とのみ記載されていて、これが別に存在する同苗の惣石塔を指す可能性もある。しかし石塔の実物から推定される、寛保二年前後という建立年代とも一致しているので、一応疑問符つきながらこの年代を採っている。なお弘化四（一八四七）年増設の時には大元方からは半額支出である。

一方西方寺の石塔については、未だ文献上にその存在を記したもののが見出され

ない。大元方の支出によっているものではないことは明らかであるから、建立、祭祀はおそらく大坂本店と大坂両替店で行なわれたものであろう。

以上三ヶ所の石塔については、夫々の概要を知り得た。次には三ヶ所の石塔がどういう関係にあるかという点が問題となる。しかしその解答を得るには別の資料を必要とするので次節において戒名の分析を試みる中で触れることとする。

(1) 「仏事」一番~十番(三井文庫所蔵史料 別一二六四
「別一二七三」)

四 記刻された奉公人の性格

さてこれらの石塔に彫られている奉公人の名前は、例外を除いて俗名は刻されていない。従ってこれら奉公人がどのような人々であったのかを、石塔自体から知ることはできない。このような場合、靈界との唯一つのつながりは過去帳によって保たれる。真如堂の石塔に関しては、死亡奉公人は石塔に記刻されると同時に、「物過去帳」に記載されていた(史料2)ことが窺えるが、しかしこの実物については、現在まで伝わっているかどうか未だ見出すに至っていない。大阪西方寺に関しても同様である。しかし江戸に関しては、幸なことに真盛寺に二冊の過去帳が伝存しており、また三井文庫所蔵史料中に法名控帳がある。これを主な手がかりとして、江戸店の場合について以下に若干の考察を加えてみることとする。

三井店奉公人の総墓(田中)

この過去帳は、現在「三越過去帳」と称され、新調された厨子に入れて同寺位牌堂に奉安されている。一冊は「文政七年甲申真盛寺十五世住覺心院尋海」の署名をもつた序文があり、他の一冊は「元治元甲子年九月明顯山祐天寺近普祐興」の序文を有する。序文本文は両者とも同文である。内容は、文政過去帳は忌日別に各人の戒名の他、没年・所屬店・出身地・俗名の記載がある。元治過去帳は、忌日別の各丁は三欄に分れ、「主家」、「手代」、「子供」の部に区分けされている。記載事項には店名を欠く。その代り役名が記入されている例がある。最も古い忌日は文政過去帳が貞享度であり、元治過去帳の方は享保度である。従って両者とも作成時点から書き入れはじめたものではなく、作成時以前の分については作成時にまとめて書いたものである。このことは筆跡からも確かめ得る。

記載された人々についてみれば、文政過去帳の方は、書込まれているとおり本店(江戸本店)、向店、両替店(江戸両替店)の三店の奉公人である。元治過去帳は主家の欄は別として、手代・子供の欄に記入されている者は、江戸向店の所属である。これは文政過去帳の向店奉公人の名前と一致するので明らかであり、中に「当店云々」の注記が見出されるところからも、間違いないであろう。所属店名の記載がないのは、江戸向店一店に限られているためであろう。なお手代欄には途中から三都店々の重役手代の名も記載されている。こ

第6表 江戸総墓記刻および過去帳記載靈数（店別）

	文政過去帳	元治過去帳	法名扣	総 墓
江戸本店	562	(手代)(子供) 134 70	(475)	491
江戸向店	303			281
江戸両替店	44			29
三越店	8	(1)	1	4
その他店				1
各店重役 主 家		56 184		
不明	15			71
合 計	932	445	476	877

注) 1. 総墓の店別記刻靈数は暫定的な数で、調査の進歩によっては増加する可能性がある。

2. 「法名扣」の江戸本店数は、同史料が江戸本店限りのものであるという推定に基き一括算入した。

例外的に他店分が含まれていることもあり得る。

の記載が始まった理由については未だ明らかにすることができない。

二冊の過去帳はもと呉服店にあり、厨子に入れられて店の仏壇に安置されていたものであるといふ。元治過去帳は内容からみて江戸向店限りの過去帳と考えてよさそうであるが、文政過去帳の方は三店分が含まれ、しかも店の系統関係からは別の本店・両替店ともが一緒になつてゐる点を考えると、明治期の呉服店にあつたといふ事実を江戸時代にまで遡らせ、江戸本店のものであつたと結論するには、もつと別の証拠を必要としよう。元治過去帳が明治期呉服店に引継がれたのは、江戸向店が明治二年に閉店し江戸本店に合併されたためと考えられる。

文政過去帳の記載靈数は九四六、うち忌日の違いで重複記載されているものが一四、実質九三三靈である。元治過去帳は、四四七、実質四五五靈である。

さてこの二冊の過去帳および法名控帳と、上高田総墓との関係を検討すると第6表のようになる。最も数多く靈数が収録されているものは文政過去帳であるが、これに記録されていないものでも法名控に載せられているものがあり、互の記述に矛盾する箇所があるなどして相互の関係は単純ではない。総墓の店別人数は、文政過去帳を中心資料として、判明する限り数えた数である。

先ず第一に、総墓に記刻されている奉公人の所属店は、江戸本店、江戸向店、江戸両替店である。最も古い記刻奉公人の没年は

貞享元年（一六八四）であり、最も新しいものは明治六年（一八七三）である。戒名の称号は信士と童子の二通りで、これ以外はない。

ここで見落せない点は、本店系列の江戸店のうち江戸芝口店が含まれていないことである。前述のように文政過去帳にも含まれていない。三井呉服店で「江戸三店」という場合江戸本店と江戸向店に、この江戸芝口店を合せて指し、経理・経営上でも完全にその系列下にあった。しかし店の屋号は松坂屋を称していた。これはもともと小野田氏の經營にかかる店であったのを、經營不振に陥った際に三井家で引受けたことにによる。はじめ本町二丁目、ついで本町一丁目にあり、三井では江戸一丁目店と称し、のち明和三年（一七六六）芝口に移転し明治元年（一八六八）まで存続した。江戸で一般に「松坂屋」といえばこの店を指したほど有名であった。この店はまた、店章に越後屋の印を使っておらず別の印を用いていた。また、いわゆる「暖簾分け」についても、越後屋の屋号ではなく、松坂屋の屋号を与えていたことがある。

このような店の性格が、奉公人死亡者の祭祀にも独自性を保つた理由と考えられる。しかし一方では、このことが三井家全体の祭祀に参加しないということを意味しないし、なによりも第5表にみられるとおり真如堂総墓には同店分が含まれていることも明らかである。この京都（三井全体としての）と江戸との取扱の相違は、二つの石塔の性格に差異があるこ

とを意味していると考えることができようが、ここでは右の事実を指摘するに止めておく。

次に行年、役職を併せ検討すると、以下の如くである。行年を知り得る資料は今のところ「法名扣」しかないが、この資料もすべて行年が記されている訳ではなく、しかも全体として江戸本店に限られる。記されているものは「法名扣」記載靈数全体の半数に満たない。このうち石塔記刻奉公人に限り行年別に集計したもののが第7表である。行年記載の有無がどのような基準によっているのか明らかでないので、この分布がはたしてどこまで材料として有効であるか、にわかに断じ難い所がある。しかしこちら確実に指摘できる点を挙げれば、およそ次のようになるであろう。年令的な拡がりは、一応限定がないとみてよい。普通、三井店の場合奉公人の雇入れは一二～四歳前後であるから、その下限にはほぼ合致する。また上限は最長年令五八歳の例がある点をみれば、歴年令上に一定の限定があつたとも考えられない。つまり一応雇入れから終身までを含んでいいるとみなければならない。しかし下限はともかくとして、上限の方は行年を記載した例が、ある偏りがあったとしても、低い年令に集中している感がある。

一二～四歳で雇入れられた丁稚・小僧を「子供」と称する。子供から平、上座、連役、役頭、組頭、支配と進みこの間で大部分が退職する。宿入りして重役手代へと進むのは一部の者にすぎない。その分岐点は、年令にすれば三〇歳前後とみられる。この職階分布を記刻奉公人に当てはめてみることができれば、記刻奉公

第7表 「法名扣」中の行年記載例

行年	例数	行年	例数
11才	3	31才	
12	6	32	1
13	24	33	1
14	21	34	2
15	28	35	
16	30	36	1
17	10	37	2
18	19	38	1
19	11	39	1
20	7	40	2
21	1		
22	8		
23	4	47	2
24	1		
25	2	50	1
26			
27	1		
28	1	57	1
29	2	58	1
30	2		

注) 1. 本表は「法名扣」(三井文庫所蔵史料 本987)に記載された死者476名のうち、行年が記載されてある者で石塔に記刻された奉公人(197)を集計したものである。

人の性格も明確になる。しかし今その目的に合う資料を揃えることはできない。やや大雑把な分類であるが元治過去帳(江戸向店)に手代、子供という区分けがあることは前述したとおりである。記刻奉公人にそれを探すと手代一一八靈、子供五九靈となる。この手代の方の具体的役職は殆んど記されていないが散見する所でみると、初元、平、上座格、平頭、役頭、組頭、支配格などが、何らかの理由で特に記されたわざかな例である。そして手代欄に

途中から記載される他店を含めた重役手代(所属店、役職名が注記されている)の戒名は総墓には全く記刻されていない。

「法名扣」によって同様の検討を加えてみると(一応江戸本店に限定される)、記刻奉公人のうち手代と注記されたものの九六靈(うち二靈は文政過去帳によると江戸両替店所属である)、支配人とあるもの五靈、子供七靈、下男四靈、召仕一靈である。これらの注記も全体からみれば例外的ともいえるほどの数である。

三井店奉公人の総墓（田中）

これらのデータから、役職上の記刻奉公人の性格を一応限定できそであるが、これのみで結論するには無理がある。ここで真如堂総墓についての規定を合わせ考えてみたい。すなわち店開基以来三都・松坂において勤仕中死亡した手代・子供がその対象である。この場合でも「手代」の具体的役職は明らかでないが、これに関する規定があつたことが次の資料によつてわかる。京本店から大元方へ報告する一年間の死亡者を記録したものの中に左の注記がある〔「仏事」九番、天保八年六月一七日条〕。

一大坂本店 壱人

右者彼店名代田中覚右衛門ニ有之、然ニ後見已上ハ惣石塔彫

入無之訳ニ而、元方より料銀拾六匁帰り候ニ付、已後之心得ニ

記置候事

また同じ記録に次のようにもある〔「仏事」四番、安永八年六月一六日条〕。

但橋井方春当三月死去被致候へ共、名代ハ廻入ニ不及、元方より
真如堂位牌御建被遊候事

すなわち後見以上の役人は真如堂総墓へは記刻せず、大元方の費用で位牌を建てるということになっている。この位牌は、惣位牌と呼ばれ、大元方の支出項目の中に、実際に支出されていることが確認できる。ここで支配以下の手代と後見以上とでは、はつきりと取扱いが異なることが明らかとなる。

この真如堂の総墓は三井全店を含んでいて、建立も明らかとなつている。もとよりこの総墓と上高田総墓の性格は同一には論ぜ

られない。しかしこの真如堂総墓の原則を、上高田総墓に当てはめてみると、先に挙げたわざかな例からみられる特徴と矛盾する点はない。つまり上高田総墓も、勤仕中死亡した手代・子供そもそも支配以下の手代のみを記刻したものとみて差支えないと思われるるのである。問題は三〇歳以上四〇、五〇歳の例であろう。しかしこのうち、二三役職の判明する例をみても、四七歳組頭、三七歳役頭、支配の例があり、この場合でも右の規定、原則にはいずれはいいとみられる。記刻奉公人の詳細については検討を済せてはいいが、役職からみた基本的な原則は真如堂、上高田総墓とも同じであったとみてよいと思う。

次に、出身地について整理してみると第8表のようになる。全体として不明の部分も多いので（記刻奉公人全体の四分の一は不明である）、この数字を基礎として考えるのには、やはり慎重を要する。出身地の分布で問題となるのは、江戸の総墓に記刻された奉公人として、出身地によって取扱いが異なるかどうかということであろう。それには特定地域の出身者が記刻されていないことがあるかという点を確認できればよい。しかしここに前提が必要であって、三井店奉公人全体の出身地分布が明らかでなくてはならない。今それを第8表に比較できるような形で用意することはできないので、ごく概略的なことしか言えない。

三井各営業店（ことに奉公人數では圧倒的な割合を占める呉服店）の場合、早くから京都および伊勢などに、出身地を限定して雇入れることが規定されていた。江戸の店々では店自身として独

濃州	尾州	三州	甲州	信州	越後	上州	野州	武州	江戸	下総	奥州	合計	不明	記刻総数
1			1			2	2	1	1			67	「58」	81 + 18
2	1					2		2	2	1		103		129
1		1	1						1			115	38	153
3		1					1					132	12	144
9								1				108	23	131
1	1	1	1	1			2	1	1			143	78	221
16	2	1	4	2	1	4	2	6	5	1	2	668	209	877

した。

自に雇入れることはできず、京本店および松坂店で雇入れて江戸へ下すという方法がとられていた。この奉公人を、京抱誰々、伊勢抱誰々、あるいは京勝手誰々、伊勢勝手誰々と称した。例外的に縁故関係で江戸在住者を雇入れることはあったが、この場合でも奉公人請状は京都へ上せることを必要とした。江戸向店も、初期には比較的関東地方出身者が多かったようであるが、本店一巻に加わってからは、おそらく江戸本店同様の方法が徹底されたであろうと推測される。

このような雇入方式の概要だけをもつて、第8表と比較するのはいささか乱暴にすぎるが、しかし勢州・京都に集中していることは当然であつて、総墓記刻奉公人のある限定を示しているのではないかこと、この点は明らかであろう。この両地のほかに、京都で雇入れることが多かつたと思われる江州、濃州出身者を除くと、二十数ヶ国に数人ずつが分散し、少くとも極端な地域的限定があったという徴候はみられない。まずは全体の雇入れ方式に見合つた形で分布しているといって差支えないのではないか。ただ分布の年代的な変化も若干認められて、すべての年代をとおして同じことが言えるかどうか、いざれにしても別の材料によつて確証が得られるまで最終的な断定は差控るべきであろう。

(1) 真盛寺岩田教順住職の談および梯三越「金字塔」（一六八号）中の同師解説文。

(2) 「法名扣」（三井文庫所蔵史料 本九八七）。内容は没年順に戒名が記載され、俗名、出身地が注記され、一部

三井店奉公人の総墓（田中）

第8表 上高田総墓に記刻された奉公人の出身地

	勢 州	伊 州	志 州	紀 州	大 坂	泉 州	河 内	和 州	播 州	京 城	都 州	江 州	丹 州	但 州	若 州	越 前	越 中
貞享元一正徳3 (1684—1713)	30				2	1			4	17	3	2					
正徳4—寛保3 (1714—1743)		56							2	23	9		1		2		
延享元一享永2 (1744—1773)		85	1.	1	1					1	14	7				1	
安永3—享和3 (1774—1803)	94	1	2			2		1			22	5					
文化元一天保4 (1804—1833)		88								3	6			1			
天保5—明治6 (1834—1873)	129				2		1				2						
合 計	482	2	3	5	3	1	1	6	1	81	30	2	1	1	2	1	

注) 1. 出身地は「三越過去帳」、「法名扣」、その他真盛寺無縁基などから判明する限りのものを集計

以上ごく概略的に三ヶ所の総墓の諸側面について整理してみた。ここではこれら三ヶ所の総墓の関係を中心に概観してむすびとする。まず右のような奉公人総墓をはじめに建立したという点で、また三井全店の奉公人が含まれていると考えられる点で、最

む
す
び

- (3) 中井信彦「三井家の経営」『社会経済史学』三一六。
- (4) 三井文庫所蔵史料 別一二七二。
 (5) 三井文庫所蔵史料 別一二六七。
 (6) 「金銀出入寄」(三井文庫所蔵史料統五五四四ほか) 仲間出し切の項。

行年や役職も記されている。所属店名の記載はないが、過去帳との対比の結果、数例を除いて江戸本店の奉公人であり、一応江戸本店限りの法名控帳とみてよいと思われる。内容年代は元禄から慶応まで。筆跡の全体が同一であることからみて作成年代は慶応期か明治初年と推定される。従つて過去帳等を写したものと考えられるが、「三越過去帳」(文政)の江戸本店分とは完全には一致しない。行年の記述がある別の資料を拠ったものであることは確かである。

も重要なのは真如堂の総墓である。三ヶ所の総墓の相互関係の問題からすれば、この京都の総墓の他に江戸・大坂それぞれ別に建てられたということの意味が問われよう。これについては、江戸・大坂の総墓に関する記録が殆ど全く残されていないので、はつきりした解答は得られない。

奉公人が死亡した場合、江戸では土葬にするのが一般的であつたようである。火葬を希望した手代の遺言に対し、「先例も無之候へ共、相談之上遺言之通火葬式相當申候」とある。場所は菩提寺である真盛寺に埋葬することが多かつた。墓石は俗名と出身地とが彫まれ、その一部は現在も無縁となつたまま保存されている。このような個々に「墓」を建てるの他に、総墓に記刻することが行われたのである。江戸店々の場合、奉公人の多くは伊勢と京都をその出身地としたことは先に触れた。従つて死亡後の供養などが家族の手で行われることは少なかつたに違いない。この点で大坂は江戸ほどでないにせよ類似の事情にあつた。一部事情の異なるのは京都の場合である。京本店から自店の分として大元方へ総墓記刻奉公人として報告されるべき範囲は、手代は他国、京出身者いづれも含まれるのに対し、子供については京都および大津、伏見辺りの出身者は除外されている（史料5）。（従つて第5表の各店別数字は同じ基準によつていい）これは明らかに京都からの距離が基準になつてゐるのである。つまり家族による供養が期待される場合とみてよいであろう。それ以外は店自身が供養するほかないと思られる人々である。しかし個別に建てられる「墓」

は、時間の経過と共に墓域の拡張が必要とする。江戸の場合仮りに開店から享保六年（一七二一）までを区切つても、総墓に記刻された死亡者数は約一〇〇靈を数える。墓域の無制限の拡張はあり得ないことは一般的の墓と同様である。おそらくはこのような事態の解決方法として、とくに江戸・大坂の場合の総墓があつたのではないかと想像されるのである。

一方、既述のとおり京本店の手代の場合は、子供と異り京都からの遠近に拘わらず総墓へ記刻された。この差は何によるものか。これを地位による取扱上の差であると仮定すると、店側からする待遇という概念が入つてくる。子供よりも長年月を勤務し、より重き役職を果した者に対する評価がある。これをもう一段延長させれば、後見以上の店役人に対する取扱の格段の差となつてくるのではないかろうか。この場合大元方の費用負担で、物位牌にその戒名が刻される。このクラス以上の役人は一家を独立して通勤し、或は自己の営業を持ちつつ店に勤務する者であるから、墓の守りは多くの場合自家で可能であつたろう。真如堂の総墓のみ建立の碑文が刻まれることと、三井全店を含むこととは刻することに対する主家の側の一一定の評価付という考え方が混在しているのではないかと推測する。ここに江戸・大坂の総墓との性格の違いが多少あるよう思うのである。三ヶ所全部の総墓の戒名、とくに真如堂のそれについて全部の調査を終えていないので統計的な数字を示すわけにはいかないが、江戸・大坂の総墓の戒名は真如堂のそれと重複していることは明らかである。それが完

三井店奉公人の総墓（田中）

全に重複しているかどうか、その検討によつても総墓の性格が明らかとなる鍵があると思われるが、それは別の機会に譲らざるを得ない。

真如堂総墓でもう一つ見落せない点は、建立年代としての享保六年（一七二一）である。周知のように翌享保七年には「宗竺遺書」が成立して、三井家家制の基本が定まる。「遺書」という形が如実に示すように、それは後世へ向けての慮りである。家の継続への願望以外のものではあり得ない。しかしそれは全く総墓ではなく、実現可能という条件があつた。各営業店についてみて

もこの時期は諸制度が成文化され、整備された時である。これらと時を同じくして建てられた総墓にそれらと同様の性格を見出すことは当然であるともいえる。一年間の死亡者を毎年追刻していくことが成文規定されたこと自体に、そのことを感じる。

最後につけ加えておきたい点は、記刻奉公人の没年代の範囲である。真如堂総墓は、江戸総墓を物差しとして計る限り、江戸と同じに貞享元年（一六八四）より始まる。そして終りはやはり明治初年である。「店開基以来」勤仕中死亡した者が出るのは開店以来一一年を経た時である（京店の場合が不明であるので、これ以前に遡る可能性もある）。このずれは何故生じたのか、今これに対する解答は用意していない。この一一年間の意味は別に検討する必要があると思う。一方、終りの年は明治初年の

の所属が大きな影響を与えたとは考えられない。逆に総墓の記刻中止が、呉服店分離の性格を考える上で一つの材料となり得るのではないかろうか。

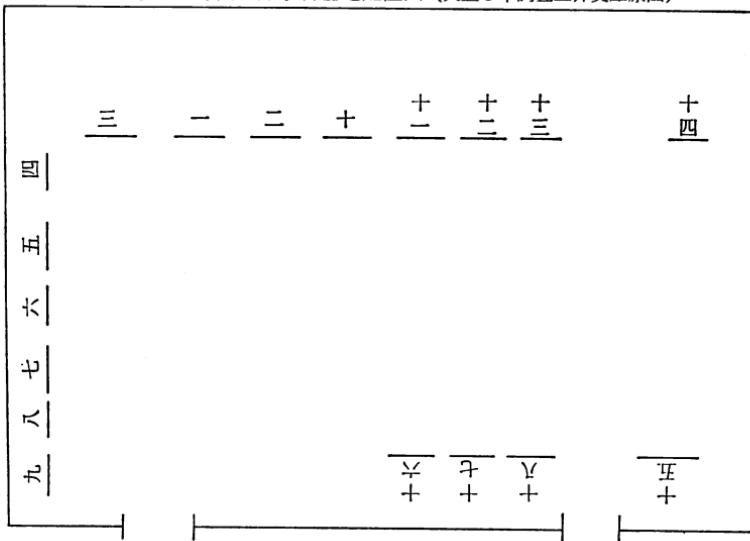
この種の総墓は、一般に余り取立てて記録されたことはないが、一例として大丸の場合がある。六角柱形の石塔四四本、二六四〇靈の戒名が刻まれているという。創業は多少下るにしても、江戸時代に三井と殆ど同様の商売を営んだ大丸が、やはり総墓（名称は不明）を作成したということは、問題の一般性を示すものとして、甚だ興味深い。

一二～四歳で、それまで生活してきた環境から切離され、自他の期待の中に新しい生活に順応しつつ、順調ならば十数年で一応目的を達することができる者がすべてそこへ到達するのではない。その方向付けができなく暇（解雇）となるものや、病氣で帰されるもの（病氣登り）は不斷に存在した。そしてまた病氣その他で国元をはなれて死亡する者も多かつたことは本稿でみられる通りである。死者に対する感情そのものは、一応普遍的なものといえよう。しかしそれはその人間と残された生者との関係によって様々に変化がある。本稿で取上げた総墓は、そういう普遍的な感情を基礎としつつも、特定の時代と社会的関係によって作り出されたものであり、それが一般性を持つ歴史の素材として価値を有するものと思う。

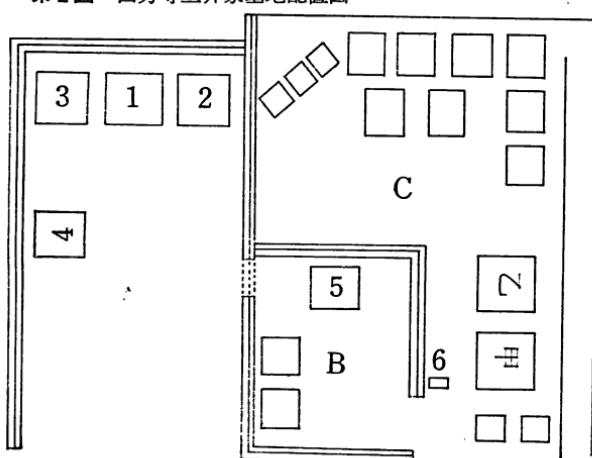
（1）『大丸二百五拾年史』九三頁。

呉服店分離による影響であろう。奉公人の大部分を占めた呉服店

第1図 真盛寺本所時代三井家古墓地配置図（大正8年調査三井文庫原図）



第2図 西方寺三井家墓地配置図



1 宗寿(三井高利)・寿讃(同妻)

5 嘉栗(三井高業)

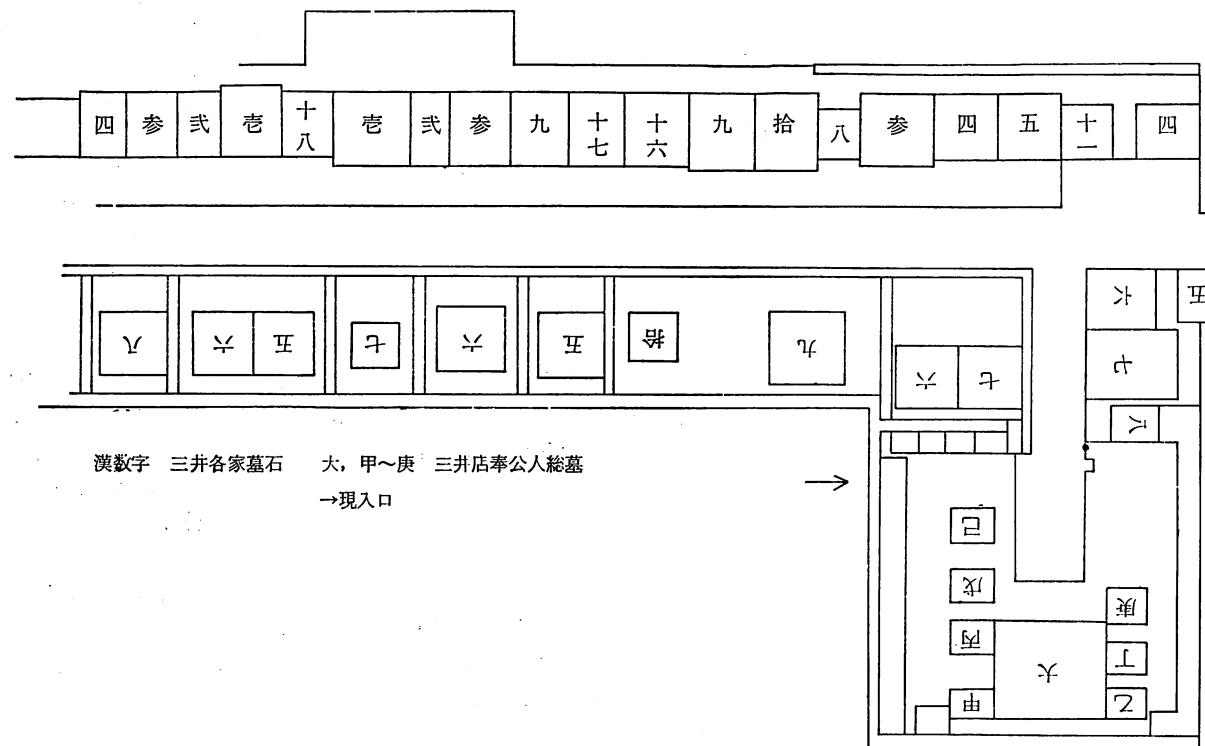
2 3 三井家同苗総石塔

6 三越大阪支店物故店員供養之塔

4 宗琢(三井高福)等3塚

甲、乙 三井店奉公人総墓

第3図 真如堂三井店奉公人総墓配置図（明治34年現在）



史料1 吉凶之格式（抄出） 享保七年一月 統一二二七

（凶之定末尾条）

一店開基以来江戸・京・大坂・伊勢にて相果候家來、於真如堂惣石塔相建、七月ニ法事執行申夏ニ候、此已後相果候ものハ戒名差越、右石塔へ夥入申夏ニ候、此建別に店ミヘ申触候へ共、為心得此所に記置事

史料2 吉凶之格式（抄出） 寛保四年正月 本九二八

（凶之定末尾条）

一店開基以来江戸・京・大坂・伊勢ニ而勤仕之内相果候手代・子とも、何れも於真如堂東陽院惣過去帳へ書載并惣石塔相建、毎年七月ニ施餓餽執行申事ニ候、此已後相果候もの有之節左之通

真如堂日供料掛ヶ切

拾匁

東陽院過去帳日餉料

三匁

惣石塔へ戒名夥入代

三匁

戒名一ソニ付

右料物都合銀拾六匁宛

右之通戒名ニ料物相添、六月中ニ元方へ差為登可申事

史料3 金銀出入寄 仲間出し切口（抄出）

3—1 享保六年秋季 統五五二九

（閏七月廿九日）

本店へ渡ス

一新銀壹貫三百六拾

真如堂へ相建候

壹匁四分

惣石塔入目

3—2 享保七年春季 統五五三〇
（七月十四日）

一銀四拾三匁

真如堂惣石塔

施餓餽料

一銀八匁六分五り

右花盛物

東陽院淨音

布施

3—3 享保八年春季 統五五三一
六月廿三日

一金武分

銀四百四拾武匁九分

店ミ惣過去帳

真如堂東陽院へ

相納メ申ニ付入用

銀四百三拾日

内 東陽院へ

右過去帳

右過去帳

日牌料

方丈へ御礼

金壹分

扉名号被遊候ニ付

過去帳序書

被遊候御方へ礼金

銀八匁六分

東陽院へ施物

三井店奉公人の總墓（田中）

<p>3—4 享保一〇年春季 統五五三六</p> <p>内 九匁四分 燈籠代 三匁 前机代 五匁三分 塗壁一枚</p>	<p>七月十一日 一銀拾七匁七分</p> <p>東陽院へ渡斯 真如堂 惣石塔入用</p>	<p>七月十六日 一銀四拾三匁</p> <p>"</p> <p>一銀六匁貳分五分り</p> <p>惣石塔ノ 年中花代 掃除代并 七月燈明料 錢五百文代</p>	<p>六月廿三日 一銀四拾三匁</p> <p>"</p> <p>六月廿六日 一銀三匁</p> <p>江戸本店手代 教億宗順日餉料 但先年ノ付落、大坂 加東藤介方ニ戒名 滯有之如此</p>	<p>七月六日 東陽院へ遣ス 惣石塔施餓餽料 真如堂へ遣ス</p> <p>六月廿六日 一銀三匁</p> <p>江戸本店手代 教億宗順日餉料 但先年ノ付落、大坂 加東藤介方ニ戒名 滯有之如此</p>	<p>七月十四日 一銀三拾七匁</p> <p>白川武右衛門払 店ニ而相果候 手代廿人物石塔へ 戒名彌入代</p>
					但前度惣石塔相建候節 入落シ之分也、此度改彌 入申所如此
					3—5 享保一年春季 統五五三八
					東陽院遣
					白川武右衛門払 右戒名惣石塔へ 彌入代
					3—6 寛保一三年秋季 統五五四三
					東陽院より 惣石塔ノ 真如堂
					玉垣仕直し代
					寛保三年秋季 統五五六一

"(十二月晦日)

(江戸元方より)
右同

一金四拾五両式分

真盛寺
惣石塔

銀九拾四匁五分六り

建直し諸入目

3—8

寛延元年春季 統五五八四

一銀式百五拾目

真如堂
惣石塔壺基

3—9

寛延四年春季 統五五九〇
(七月十一日)

白川武右衛門払

一銀百四拾九匁

真如堂惣石塔
戒名六百三人

壺分

裏文字百字
メあらひ采墨入

小石塔廿一本
あらひすミ入

右手間四拾壺人代
并柒代共

大工庄五江 払

真如堂惣石塔廻り

"(七月)

3—10

宝暦八年春季

統五五九六

白川武右衛門払

一銀拾八匁七分七厘

惣石塔小ノ方

戒名式百十四人分

文字へ墨采入直し代

"(七月)

3—11

宝暦八年秋季 統五五九七

十二月

白川武右衛門払

一銀卅六匁

惣石塔直し手間
九人代

3—12

明和八年春季 統五六二三

白川

石屋武右衛門払

一銀百五拾九匁

惣石塔
真如堂

四分

但南ノ方ニ建候ノ

小ノ方壺基

内

舟ヅシハ匁

惣石塔

小壺基代

惣構らち垣仕替
材木大工手間手伝共
代

"
一銀百拾匁

石代

3—17 文化五年春季 統五六九五

白川武右衛門払

一銀貳百三拾匁

真如堂

一銀拾壹匁四分

笹屋与左衛門払
惣石塔玉垣

江戸真盛寺

居直し代

一拾両

惣石塔建立

諸入目半金高

両替店渡

一銀貳百三拾八匁

白川武右衛門払

真如堂

3—23 嘉永二年春季 統五七七五

一銀拾九匁三分六厘

石塔ゆかみ

一銀拾九匁三分六厘

石塔ゆかみ

3—19 文政二年秋季 統五七一七

白川武右衛門払

一銀三百五拾匁

直し代

一銀貳百三拾八匁

白川武右衛門払

真如堂

一銀三百五拾匁

惣石塔本

新調代

3—24 文久三年春季 統五八〇三

石屋武右衛門払

惣石塔

3—20 文政一一年秋季 統五七三四

石ニ面拵一式

渡し切

一銀五百五拾四匁

新規壺本

三分

古同所ス

居直し手間代共

一銀百八拾匁

(真如堂)

惣石塔一基

新調

3—21 天保三年秋季 統五七四二

史料4 寄会帳（抄出）別二六六一

弘化四年二月二日
江戸三店真盛寺手代惣石塔、戒名影入場所相詰り、是迄之形を
以新規建度趣、右入目直積左ニ

金セシイ兩一步

一
銀三十一匁五分
良マシイサ入

右之半高元方々差出貞候様願為登聞済遣ス

史料5 仏事（抄出）別一二六七

一每年益供前、其前年之益已來當店死去之者戒名・俗名・年月日
とも委書記、元方江指出し申事也、則於真如堂惣石塔へ雕入吊
儀有之候、就夫右認出し申仕方左之通

他國者勿論

手代 京出生之者並近も

認悉出ス也

子供 他國之者斗

認遣し候事

但京出生之者并近在

大津・伏見位迄之

もの者除可申候

右之通ニ指斗可申旨、明和二年酉六月之節、赤尾氏御申之事、仍
而記置之也

一宿持当役之銘々死去之節、彫入料ニ不及候



本多正三井店奉公人の東京上高田總墓

三井店奉公人の大阪西方寺總墓



（下）三井店奉公人の東京上高田總墓
（中） 三井店奉公人の東京上高田總墓
（上） 三井店奉公人の大阪西方寺總墓
（左） 三井店奉公人の東京上高田總墓
（右） 三井店奉公人の大阪西方寺總墓